

法務省矯成第2070号
令和5年11月30日

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
少年院(分院)長 殿
少年鑑別所(分所)長 殿
矯正研修所長 殿(参考送付)

法務省矯正局成人矯正課長
法務省矯正局少年矯正課長
(公印省略)

「刑事施設及び少年院における被害者担当官の指名について(通達)」の運用について(通知)

本日付け法務省矯成第2069号矯正局長通達「刑事施設及び少年院における被害者担当官の指名について(通達)」(以下「通達」という。)の実施に当たっては、本年12月1日以降、下記事項に留意願います。

記

1 目的

この通知は、刑事施設及び少年院における被害者担当官の事務の細目及び矯正管区の担当者の事務を定め、被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する事務等を適正に運用することを目的とする。

2 被害者担当官の事務

通達記の3(1)ア(イ)及び同イ(イ)に定める事務については、例えば以下の業務が考えられ、各施設の実情に応じて定めることとする。

- (1) 当該刑事施設及び少年院に収容される加害者に対応する被害者等に関する情報の管理等に関すること。
- (2) 処遇審査会に参加し、被害者担当官の立場から、必要に応じて、資料を提出し、又は意見を述べること。
- (3) 刑事施設においては、平成18年5月23日付け法務省矯成第3349号矯正局長依命通達「受刑者の各種指導に関する訓令の運用について」記9の(1)により施設内で編成されたチームに参加し、被害者担当官の立場から、必要に応じて、資料を提出し、又は意見を述べること。

3 矯正管区の担当者の事務

矯正管区は、依命通達（令和5年11月30日付け法務省矯成第2067号矯正局長依命通達「刑事施設における被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する訓令の運用について」及び令和5年11月30日付け法務省矯少第202号矯正局長依命通達「少年院における被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する訓令の運用について」をいう。以下同じ。）に基づく事務のほか、上級庁として所管施設の被害者担当官の適正かつ円滑な業務遂行に必要な監督・指導等を行うことが求められることから、担当者をして、以下に掲げる事務を行わせることが適当であること。

- (1) 通達記の2(2)イの報告があった場合における所管施設の被害者担当官の指名状況の確認及び調整に関する事務
- (2) 依命通達に定める被害者担当官の業務のうち、他施設との調整を要する業務に係る相談・援助等の事務
- (3) 被害者等に関する施策の広報・問合せ対応に関する事務
- (4) 被害者担当官の研修に関する事務
- (5) 被害者支援団体・関係機関との連携に関する事務
- (6) その他被害者担当官の業務を適正かつ円滑に実施するために必要な事務

4 備考

上記3(3)については、所管施設の発出した返戻通知書（依命通達別紙様式2）に関する問合せ対応を含むことに留意すること。